

令和7年第4回日田市議会定例会 議案の概要

招集日 令和7年12月1日（月）

提出議案 19件（条例議案6件、契約締結議案1件、変更契約締結議案1件、字界変更議案1件、指定管理者指定議案9件、予算議案1件）

報告 1件

一 目 次 一

議案番号	議案名	頁
72	日田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	1
73	日田市林業生産活動施設の設置及び管理に関する条例の廃止について	3
74	日田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	4
75	日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	
76	日田市子ども・子育て会議条例の一部改正について	5
77	日田市鯛生金山観光施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	6
78	工事請負契約の締結について	7
79	工事請負契約の変更契約の締結について	8
80	字の区域の変更について	
81	日田市多目的交流館の指定管理者の指定について	9
82	日田市立認定こども園の指定管理者の指定について	
83	日田市高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	10
84	日田市木材加工施設の指定管理者の指定について	
85	隈まちづくりセンターの指定管理者の指定について	
86	島内休憩所の指定管理者の指定について	
87	日田市公民館の指定管理者の指定について	
88	日田市農村環境改善センターの指定管理者の指定について	
89	林業センターの指定管理者の指定について	11
90	令和7年度日田市一般会計補正予算（第4号）	

一 目 次 一

報告	名 称	頁
17	専決処分の報告について	11

議案第72号 日田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

【担当課：こども未来課】

1 条例制定の理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の認可制度が創設されたことから、所要の事項を定めること。

2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要等

(1) 事業概要

保育所等の施設において、保育所等に通園していない生後6ヶ月から満3歳未満のこどもを対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できること。また、現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「乳児等のための支援給付」が創設されたこと。

(2) 認可及び確認

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）においては、①児童福祉法に基づく市の認可を前提として、②子ども・子育て支援法に基づく乳児等通園支援事業を行う者が運営基準を満たしていることを市が確認することによって、「乳児等のための支援給付」を行うこと。

このため、「事業者の事業認可」及び「運営の確認」を行うための基準を市が条例で定めることとされていることから、条例を制定する必要があること。

3 市町村の認可制度の概要

乳児等通園支援事業は、現行の都道府県による認可施設（幼稚園、保育園、認定こども園の教育・保育施設）及び市町村による認可施設（家庭的保育事業等の地域型保育事業）の枠組みに加え、新たに市町村の認可事業（制度）として位置づけられること。

区分	施設・事業の類型	認可の権限	確認の権限	
教育・保育施設 (施設型給付)	幼稚園	大分県	日田市 (日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例)	
	保育園			
	認定こども園			
地域型保育事業 (地域型保育給付)	家庭的保育事業（利用定員5人以下の家庭的保育者の居宅等で保育）※市内なし	日田市 (日田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例)		
	小規模保育事業（利用定員6～19人以下の保育施設で保育）※つぼみ保育園			
	事業所内保育事業（事業所内で従業員の子どものほか地域の子どもを保育）※日田中央病院たんぽぽ保育所（休園中）			
	居宅訪問型保育事業（子どもの居宅で保育）※市内なし			
乳児等通園支援事業 (乳児等支援給付)	上記の施設に加え、地域子育て支援拠点等 ※丸の内子育て支援センター、ひのくま子育て支援センター、チャイルドプラザ	日田市 (本議案)	日田市 (3月議会提出予定)	

4 条例制定の内容等

(1) 条例制定に当たっての考え方

基本的には、内閣府令で示された国の基準をもって市の基準とすること。ただし、日田市暴力団排除条例の趣旨に基づき、市民の安心・安全を図るため、事業者の運営に関して、暴力団関係者の参入や影響を排除する市独自規定を加えること。

(2) 国の基準（内閣府令）

国の基準（内閣府令）については、児童福祉法の規定に基づき、①従うべき基準と②参酌すべき基準に分けられ、それぞれの基準に従って、条例を定める必要があること。

(3) 条例制定（基準）の主なもの

項目	概 要	基準区分
事業の区分	<ul style="list-style-type: none">乳児等通園支援事業は、定員を別枠で設定する一般型乳児等通園支援事業と既存施設の空き定員を活用する余裕活用型乳児等通園支援事業とすること。	従うべき基準
設備の基準	<p>一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の基準</p> <ul style="list-style-type: none">0～1歳児 乳児室：1人1.65m²以上又はほふく室：1人3.3m²以上2歳児 保育室又は遊戯室：1人1.98m²以上	参酌すべき基準
職員	<ul style="list-style-type: none">一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援事業に従事する職員として市町村長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置かなければならないこと。従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、半数以上は保育士とすること。ただし、2人を下ることはできないこと。 <p>※ 他施設と一体的運営される場合で一定の条件を満たす場合は、従事する職員を1人とすることが可能のこと。</p>	従うべき基準
設備及び職員の基準	<ul style="list-style-type: none">余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、本体施設・事業所の区分に応じ、各認可基準条例に定めるところによること。	従うべき基準（職員に係る部分）

（施行日 令和8年4月1日）

議案第73号　日田市林業生産活動施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

【担当課：林業振興課】

1 議案提出の理由

日田市林業生産活動施設（日田市林業生産活動センター）を無償譲渡するに当たり、条例を廃止すること。

2 施設の廃止に至るまでの経緯等

(1) 施設を廃止する理由

日田市林業生産活動センターは、ログハウス向け丸棒加工施設（昭和58年整備・旧上津江村直営）の隣接地に、「上津江村・中津江村の林業関係者を主とした研修の場」及び丸棒加工施設の移管先となる日田郡森林組合の事務所を併設した施設として、昭和60年に整備され、平成18年4月からは指定管理者制度を導入し、日田郡森林組合を指定管理者として、管理運営を行っていること。

また、平成29年3月に策定した「日田市公共施設等総合管理計画 実施計画（第1期：平成28～37年度）」において、産業施設のうち指定管理者制度を導入している施設については、民間移管を基本とする方針としたこと。

このような中で、日田市林業生産活動センターの民間移管の検討を進めるに当たり、平成18年4月から指定管理者として施設の管理運営を行う日田郡森林組合と協議を重ねてきた中で、同組合から、現在の指定管理期間が満了する令和8年3月31日以降も継続して施設を使用したいとの申し出があったこと。

同組合が継続して管理運営を行うことで、設置目的である林業従事者の技術の向上を図る活動拠点として、林業施策の発展に寄与することが期待されるとともに、日田材の需要拡大、雇用の創出など、地域の林業振興が図られることが見込まれることから、公共施設の民間・地域移管の基本的な考え方則り、同組合に対し、日田市有財産条例第14条の規定により、施設を無償譲渡するもの。

(2) 主な経過

昭和60年1月 林業生産活動センターを建設（上津江村）

平成29年3月 「日田市公共施設等総合管理計画 実施計画（第1期：平成28～37年度）」策定 ※ 民間移管を基本方針とする。

令和7年8月 日田郡森林組合へ無償譲渡の方針決定

同年9月 無償譲渡に係る合意書の締結

3 施設の概要

- (1) 名称　日田市林業生産活動センター
 - (2) 位置　日田市中津江村栂野2787番地1
 - (3) 構造　鉄骨造平屋建　1棟
 - (4) 床面積　417.68m²
- (施行日　令和8年4月1日)

議案第74号　日田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【担当課：こども未来課】

1 議案提出の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これに準じて所要の措置を講ずること。

2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正内容

家庭的保育事業者等が、利用乳幼児に対して行わなければならない健康診断について、全部又は一部を行わないことができる場合として、新たに母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条の規定に基づく健康診査（市町村が実施主体）が行われた場合が追加されたこと。

この場合において、家庭的保育事業者等は、当該健康診査の結果を把握しなければならないこと。

※ 従前は、児童相談所等における乳幼児の健康診断が行われた場合のみ。

3 条例改正の内容

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正内容に準じて、所要の改正を行うこと。
(施行日 公布の日)

議案第75号　日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

【担当課：こども未来課】

1 議案提出の理由

児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の措置を講ずること。

2 改正する条例及び条例改正の内容

(1) 日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（第1条関係）

児童福祉法の引用規定について、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるほか、規定の整理を行うこと。

(2) 日田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条関係）

児童福祉法の引用規定について、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めること。

(3) 日田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第3条関係）

児童福祉法の引用規定について、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めること。

(施行日 公布の日)

議案第76号　日田市子ども・子育て会議条例の一部改正について

【担当課：こども未来課】

1 議案提出の理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、日田市子ども・子育て会議の所掌事務を追加するに当たり、所要の措置を講ずること。

2 日田市子ども・子育て会議の概要

(1) 現行の所掌事務

- ① 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- ② 家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）の認可の際に意見を述べること。
- ③ 前2号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(2) 組織等

委員20人以内で組織し、委員は次に掲げる者から市長が委嘱又は任命すること。

- ・子どもの保護者
- ・子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- ・子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- ・その他市長が必要と認める者

3 条例改正の概要

児童福祉法の一部改正に伴い、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聽かなければならぬ場合について、乳児等通園支援事業の認可の場合が追加されたことから、上記2(1)(2)の所掌事務に「乳児等通園支援事業」を追加すること。

（施行日　公布の日）

議案第77号　日田市鯛生金山観光施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

【担当課：観光課】

1 議案提出の理由

日田市鯛生金山観光施設等の安定的な運営のための利用料金の一部見直しのため、利用料金の限度額の改定を行うに当たり、所要の措置を講ずること。

2 条例改正に係る主な経過

- (1) 本条例で規定する施設は、市から指定管理者の指定を受けた一般財団法人中津江村地球財団が、これまで10年以上にわたって運営している施設であり、当該施設のうち、砂金採取場には毎年2万人を超える人が訪れ、「砂金採り体験」を楽しんでいること。
- (2) 「砂金採り体験」に使用する砂金購入価格は金の小売価格と連動し急騰しており、当該体験に要する経費は拡大していること。

【砂金購入価格及び金小売価格の推移】

項目	H10年度 (A)	H25年度 (B)	R7年度 (C)	価格上昇率 (B/A)	価格上昇率 (C/B)
砂金購入価格	1,300円/g	5,200円/g	19,965円/g	400%	384%
金小売価格	1,423円/g	4,498円/g	23,370円/g	316%	520%

- (3) (2)に伴い、指定管理事業全体の中で「砂金採り体験」の利益（収支の黒字幅）が縮減されることにより、事業全体として赤字化するリスクが高まっていること。

3 条例改正の内容

砂金採取場における「砂金採り体験」の利用料金の限度額を見直すこと。

区分	利用料金の限度額		
	改正後(①)	改正前(②)	差額(①-②)
1人1回につき【個人利用】	1,500円	830円	670円
20人以上、1人1回につき【団体利用】	1,400円	760円	640円

※ 実際の徴収額は、本条例に規定する利用料金の限度額の範囲内において、中津江村地球財団（指定管理者）が市長から承認を得た上で決定すること。（本条例の施行後、周知期間を設けた上で料金改定を行う予定）

（施行日 公布の日）

議案第78号 工事請負契約の締結について

【担当課：新清掃センター建設室】

1 議案提出の理由

日田市新清掃センター整備・運営事業建設工事の工事請負契約を締結するに当たり、予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決を求ること。

2 契約の内容

- (1) 契約の目的 日田市新清掃センター整備・運営事業建設工事
- (2) 契約の方法 総合評価一般競争入札
- (3) 契約の金額 11,022,000,000円
- (4) 契約相手方 福岡県大牟田市小浜町一丁目2番地の1
JFE環境テクノロジー株式会社九州支店
支店長 成富 清貴

3 工事の概要等

(1) 工事の概要

- ① エネルギー回収型廃棄物処理施設
 - ・ 処理方式 全連続燃焼式燃焼炉（ストーカ方式）
 - ・ 処理能力 65t / 日 (32.5t / 24h × 2炉)
 - ・ 処理対象物 可燃物（生ごみを含む）、マテリアルリサイクル推進施設からの可燃性の選別残渣、死亡小動物、可燃性粗大ごみ（切断処理後、焼却）
- ② マテリアルリサイクル推進施設
 - ・ 処理方式 保管・選別
 - ・ 処理能力 不燃物5.7t / 日、埋立ごみ0.6t / 日、資源物0.8t / 日
 - ・ 処理対象物 不燃物（空き缶、缶以外のカナモノ、びん・ペットボトル、有害物）、埋立ごみ、資源物（紙類、布類、リターナブルびん、発泡スチロール）
- ③ その他
管理棟、計量棟（上記①及び②に付随する主な施設）

(2) 工事場所 日田市大字山田 ※全体事業区域：6.9819ha

(3) 工期 議会の議決のあった日の翌日から令和11年3月31日まで

(変更契約締結議案)

議案第79号 工事請負契約の変更契約の締結について

【担当課：土木課】

1 議案提出の理由

令和6年度災国町村第69号市道田ノ口線災害復旧工事の工事請負契約の変更契約を締結するに当たり、変更後の契約額が1億5,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決を求めること。

2 契約の内容

- (1) 工事名 令和6年度災国町村第69号市道田ノ口線災害復旧工事
(2) 変更後契約額 162,202,700円
(3) 契約の相手方 日田市大山町東大山1986番地3
株式会社セイワ
代表取締役 小松 真吾

※ 当初契約時は予定価格が1億5,000万円に達しなかったため、議決は不要であったが、変更後の契約額が1億5,000万円以上となることから、新たに議決を経るもの。

3 工事の概要等

- (1) 工事の概要 公共土木施設災害復旧工事 L=21.0m
地山補強土工 A=160.0 m²
(2) 工事場所 日田市中津江村柄野
(3) 工期 令和7年2月28日から令和7年10月31日まで
※ 令和7年10月8日付変更契約にて、令和8年3月25日に延長
(4) 契約の方法 一般競争入札
(5) 当初契約額 112,640,000円
(6) 設計変更の概要 地山補強土工に使用する材料の種類及び数量の変更

(字界変更議案)

議案第80号 字の区域の変更について

【担当課：農業振興課】

1 議案提出の理由

土地改良事業（農地耕作条件改善事業）の施行に伴い、字の区域を変更するに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めること。

2 字の区域変更の概要

字界変更地区	編入する字	編入先の字
柄野地区	大字小野字牛王原の各一部	大字小野字大石

(指定管理者指定議案)

議案第81号 日田市多目的交流館の指定管理者の指定について

【担当課：地域振興課】

- (1) 公の施設の名称 日田市月出山多目的交流館
① 指定管理者の所在地 日田市大字東有田5590番地
② 指定管理者の名称 月出山まちづくり委員会（再指定）
③ 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）
- (2) 公の施設の名称 日田市羽田多目的交流館
① 指定管理者の所在地 日田市大字羽田2463番地1
② 指定管理者の名称 羽田多目的交流館運営協議会（再指定）
③ 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）
- (3) 公の施設の名称 日田市小山多目的交流館
① 指定管理者の所在地 日田市大字小山1693番地
② 指定管理者の名称 小山町自治会（再指定）
③ 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）
- (4) 公の施設の名称 日田市伏木多目的交流館
① 指定管理者の所在地 日田市大字花月3512番地
② 指定管理者の名称 伏木町まちづくり委員会（再指定）
③ 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）
- (5) 公の施設の名称 日田市柚木多目的交流館
① 指定管理者の所在地 日田市前津江町柚木350番地1
② 指定管理者の名称 柚木自治会（再指定）
③ 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）
- (6) 公の施設の名称 日田市曾家多目的交流館
① 指定管理者の所在地 日田市前津江町赤石3121番地2
② 指定管理者の名称 曾家地区活性化協議会（再指定）
③ 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

議案第82号 日田市立認定こども園の指定管理者の指定について

【担当課：こども未来課】

- (1) 公の施設の名称 日田市立おおやまこども園 公募
(2) 指定管理者の所在地 日田市上城内町1番8号
(3) 指定管理者の名称 社会福祉法人 日田市社会福祉協議会（再指定）
(4) 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

議案第83号　日田市高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

【担当課：長寿福祉課】

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 公の施設の名称 | <u>日田市津江高齢者生活福祉センター</u> |
| (2) 指定管理者の所在地 | 日田市上城内町1番8号 |
| (3) 指定管理者の名称 | 社会福祉法人　日田市社会福祉協議会（再指定） |
| (4) 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間） |

議案第84号　日田市木材加工施設の指定管理者の指定について

【担当課：林業振興課】

- | | |
|---------------|--|
| (1) 公の施設の名称 | <u>日田市上津江木材加工施設</u>
<u>日田市上津江ウッドトレー加工施設</u> |
| (2) 指定管理者の所在地 | 日田市上津江町川原2810番地1 |
| (3) 指定管理者の名称 | 株式会社トライ・ウッド（再指定） |
| (4) 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間） |

議案第85号　隈まちづくりセンターの指定管理者の指定について

【担当課：都市整備課】

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 公の施設の名称 | <u>隈まちづくりセンター</u> |
| (2) 指定管理者の所在地 | 日田市隈2丁目2番1号 |
| (3) 指定管理者の名称 | 隈まちづくりセンター管理運営協議会（再指定） |
| (4) 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間） |

議案第86号　島内休憩所の指定管理者の指定について

【担当課：都市整備課】

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 公の施設の名称 | <u>島内休憩所</u> |
| (2) 指定管理者の所在地 | 日田市大字庄手486番地1 |
| (3) 指定管理者の名称 | 島内振興協議会（再指定） |
| (4) 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間） |

議案第87号 日田市公民館の指定管理者の指定について

議案第88号 日田市農村環境改善センターの指定管理者の指定について

議案第89号 林業センターの指定管理者の指定について

【担当課：社会教育課】

(1) 公の施設の名称

- ① 日田市公民館（計：22施設）
- ② 日田市農村環境改善センター（西有田地区、朝日地区）
- ③ 林業センター（高瀬地区）

(2) 指定管理者の所在地　日田市上城内町2番6号

(3) 指定管理者の名称　一般財団法人　日田市公民館運営事業団（再指定）

(4) 指定の期間　令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

（予算議案）

議案第90号 令和7年度日田市一般会計補正予算（第4号）

※ 詳細は、別冊に記載しています。

（報告）

報告第17号 専決処分の報告について

- ・事件の概要　消防団員運転の消防車両が相手方駐車場内で転回するため後進した際、相手方のフェンスに接触し、当該フェンスに損害を与えたことによる物損事故。
- ・事故の場所　ブックスプラザひぐち駐車場内（日田市大字三和）
- ・損害賠償額　91,300円（市の過失割合100%）